

「プライバシーマーク審査員研修カリキュラム  
/ 研修コース基準」

2007年4月

財団法人 日本情報処理開発協会  
プライバシーマーク推進センター

## < 目次構成 >

- 1．適用
- 2．コース区分と受講対象者
- 3．履修内容
  - 3．1 個人情報保護に関する理解
  - 3．2 個人情報保護法の理解
  - 3．3 各種関連法令・法規等の理解
  - 3．4 Pマーク制度の理解
  - 3．5 J I S Q 1 5 0 0 1 : 2006 個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項等  
- の理解
  - 3．6 個人情報保護マネジメントシステム審査の理解
  - 3．7 情報処理技術に関する理解
  - 3．8 リスク分析・安全対策等に係る理解
  - 3．9 審査実務能力
- 4．コース実施要件
  - 4．1 研修コース基準

## 1. 適用

“プライバシーマーク審査員研修カリキュラム（以下、「Pマーク審査員研修カリキュラム」という。）”とは、認定研修機関（認定要件は別途定める。当面、財団法人日本情報処理開発協会（以下、「JIPDEC」という。）が認定研修機関としての業務を行う）が実施する「Pマーク審査員補養成研修」のための研修内容について定めるものである。

## 2. コース区分と受講対象者

「Pマーク審査員補養成研修」は、Pマーク審査員等（Pマーク審査員補、Pマーク審査員、Pマーク主任審査員）になろうとする者が、Pマーク審査員補の資格取得を目指すための研修コースである。

## 3. 履修内容

### 3.1 個人情報保護に関する理解

プライバシーマーク制度（以下、「Pマーク制度」という。）を理解するための前提となる個人情報保護について全体的な観点から理解させる。

#### (1) 個人情報保護の考え方

個人情報、個人情報保護、個人情報の事故・事件

#### (2) 国内外の動向

日本(個人情報保護の保護に関する法律〔以下、「個人情報保護法」という。〕  
所管官庁が策定した個人情報保護に関するガイドライン・指針等)、OECD  
Dガイドライン、EU指令、他

### 3.2 個人情報保護法の理解

個人情報保護法について、以下のようなことを理解させる。

#### (1) 個人情報保護とプライバシー保護

#### (2) 個人情報保護法の成立の経緯

#### (3) 個人情報保護法成立の背景と目的

#### (4) 個人情報保護法の全体像

#### (5) 個人情報保護法の基礎概念

#### (6) 個人情報取扱事業者の義務等

#### (7) 利用目的による制限

#### (8) 第三者提供の禁止とその例外

#### (9) 本人の関与

(10) 実効性の確保

(11) 罰則

### 3.3 各種関連法令・法規等の理解

個人情報保護に関するその他の関連法令等について、以下を理解させる。

- (1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）
- (2) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（独立行政法人等個人情報保護法）
- (3) 情報公開・個人情報保護審査会設置法
- (4) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）
- (5) 地方公共団体の条例（地方自治体等における情報公開条例・個人情報保護条例等）
- (6) 個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象としたガイドライン
- (7) 雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針
- (8) その他

また、以下に示すような、規制対象者に守秘義務を課している法令についても、概要を理解させる。

- ・電気通信事業法：3, 4 条
- ・刑法：134 条
- ・公認会計士法：27, 49, 52 条
- ・弁理士法：30 条
- ・弁護士法：23 条
- ・司法書士法：10, 22 条
- ・税理士法：38, 54, 60 条
- ・医療法：72 条
- ・社会保険労務士法：22, 32 条
- ・労働基準法：107, 108, 109 条
- ・厚生年金保険法：99 条
- ・健康保険法：8 条
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律：4, 5 条
- ・プロバイダ責任制限法：3, 4 条
- ・その他

### 3.4 Pマーク制度の理解

Pマーク制度について、全体を理解させる。

- (1) Pマーク制度の目的と概要
- (2) Pマーク制度の実施体制（Pマーク付与認定機関、指定機関）
- (3) Pマーク付与の対象と単位（業種、事業者）
- (4) Pマーク制度における料金と有効期間（事業規模、申請料、（現地）審査料、（Pマーク）使用料）
- (5) Pマーク付与申請の手続き（申請（新規、更新）、受付審査、書類審査、現地審査、審査会、付与決定通知、公表）
- (6) Pマーク付与申請不受理となる不適格事業者
- (7) Pマーク使用契約と商標権等（契約書、許諾証）
- (8) Pマーク付与後の調査と相談（実態調査（監査等）、消費者相談・苦情相談による調査）
- (9) 報告・届出（事故・事件報告、変更届出）
- (10) 処分（認定取消、改善勧告・要請、嚴重注意、注意）

### 3.5 JIS Q 15001:2006 個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項等の理解

Pマーク制度が審査基準としている「JIS Q 15001:2006 個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」（以下、「JIS」という。）について、個人情報保護マネジメントシステム（以下、「PMS」という。）要求事項、およびその他の規格等との関連・相違等を理解させる。

- (1) JISの理解
- (2) PMSの概要・基本モデル
- (3) PMSの補足説明（解説）
- (4) PMS作成のアプローチ
- (5) 他のマネジメントシステムとの関連・相違等
- (6) 個人情報保護法との相違

### 3.6 個人情報保護マネジメントシステム審査の理解

(1) Pマーク付与申請を受理してから、審査完了までの全体を理解させる。

- ・ 審査の流れ
- ・ 審査概要（審査対象、受付審査（形式審査）、書類審査、現地審査）
- ・ 書類審査の重点項目
- ・ 現地審査の重点項目（トップインタビュー、個人情報保護の取組み状況確認・質疑、現場の管理状況確認）
- ・ 審査報告書のとりまとめ（指摘事項、継続的改善事項、現地審査報告書、他）
- ・ 審査会への報告

## (2)個人情報保護の実践的解釈

個人情報保護に関する実践的な特徴ある取扱いパターンをケーススタディとして取り上げて、審査の判断基準を解説し、視点を理解させる。

個人情報取扱いパターン

個人情報業務フローモデル

パターン別実践的解釈

### ・取得

直接書面取得

直接書面以外の取得

### ・アクセス

### ・委託

### ・共同利用

### ・第三者提供

### ・その他

## 3.7 情報処理技術に関する理解

個人情報の処理に関連する主な情報処理技術について解説し、どのような脆弱性があり得るかという視点から理解させる。

(1)クライアント/サーバシステム

(2)ネットワークの基本的な構成（回線の種類、ファイアウォール等）

(3)インターネットの仕組み

(4)ウェブベースのプログラミング（クロスサイトスクリプティングやSQLインジェクションの脆弱性等）

(5)暗号化技術・認証技術

(6)その他

## 3.8 リスク分析・安全対策等に係る理解

Pマーク審査を実施するうえで要求される技術・知識のうち、特に個人情報保護のために必要なリスク分析や安全対策等について理解させる。

(1) リスク分析・評価の方法

(2) 安全対策（セキュリティ対策）

## 3.9 審査実務能力

Pマーク審査を実施する上で求められる必要な審査実務能力を理解させ、基礎的な力量をつけさせる。

(1) 審査書類の読解力

(2) 利用されている情報処理技術を理解する能力

(3) 対話能力（コミュニケーション、ヒアリング、マナー）

- (4) 監査能力（監督・検査能力）
- (5) 観察能力（様相・視察能力）
- (6) 報告書取りまとめ能力（ドキュメンテーション、文書化能力）
- (7) 審査報告能力（プレゼンテーション、表現能力）

#### 4. コース実施要件

##### 4.1 研修コース基準

研修コースの科目構成と研修時間・研修日数を以下のように定める。

研修時間は、3時間を1単元とし、午前（9：30～12：30）、午後（13：30～16：30）の2単元で1日とする。（午前、午後の時間配分の変更は可とする。）

「3. 履修内容」で示した履修科目「3.1 個人情報保護に関する理解」～「3.9 審査実務能力」の9科目各々の単元数は、以下を基本とする。

- ・3.1 個人情報保護に関する理解（0.5単元）
- ・3.2 個人情報保護法の理解（1単元）
- ・3.3 各種関連法令・法規等の理解（0.5単元）
- ・3.4 Pマーク制度の理解（0.5単元）
- ・3.5 J I S Q 1 5 0 0 1：2006 個人情報保護マネジメントシステムの理解（1.5単元）
- ・3.6 個人情報保護マネジメントシステム審査の理解（2単元）
- ・3.7 情報処理技術に関する理解（1単元）
- ・3.8 リスク分析・安全対策等に係る理解（1単元）
- ・3.9 審査実務能力（2単元）

(1) 「Pマーク審査員補養成研修」（10単元、5日間）

9科目全てで構成する。

- ・3.1 個人情報保護に関する理解（0.5単元）
- ・3.2 個人情報保護法の理解（1単元）
- ・3.3 各種関連法令・法規等の理解（0.5単元）
- ・3.4 Pマーク制度の理解（0.5単元）
- ・3.5 J I S Q 1 5 0 0 1：2006 個人情報保護マネジメントシステムの理解（1.5単元）
- ・3.6 個人情報保護マネジメントシステム審査の理解（2単元）
- ・3.7 情報処理技術に関する理解（1単元）
- ・3.8 リスク分析・安全対策等に係る理解（1単元）
- ・3.9 審査実務能力（2単元）

(2) Pマーク審査員等のフォローアップ研修

Pマーク審査員等として資格登録された対象者に、指定機関等が実施する研修（以下「フォローアップ研修」という。）の修了を義務付ける。

フォローアップ研修は年1回必ず修了しなければならず、1年間で1単元、0.5日間とする。

フォローアップ研修の内容は、3.1～3.9のいずれかを含むものでなければならない。

以上

---

【制定日】 2007年4月1日